

令和5年度入札・契約制度の改正等について

令和5年4月1日以降に本市が発注・契約する建設工事等に係る入札・契約制度について、次のとおり実施いたします。

1 令和5年度郡山市工事請負契約約款及び委託契約約款の改正について

本市では、工事請負契約約款及び委託契約約款を制定しておりますが、令和5年4月以降の契約について、令和5年度の約款が適用されます。市ウェブサイトに掲載いたしますので、契約締結前に内容をご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>工事等【契約関係】(契約検査課分)>契約関係様式(建設工事等)ダウンロード

2 入札に伴う時間の変更について

本市が令和5年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事等について、下記のとおり時間の変更を行います。十分ご注意ください。

	変更後	変更前
入札時間	最終日の午後3時00分まで	最終日の午後4時00分まで
設計図書等に対する質問時間 (制限付一般競争入札のみ)	最終日の午後3時00分まで	最終日の午後4時00分まで
入札参加申請時間 (制限付一般競争入札のみ)	最終日の午後3時00分まで	最終日の午後4時00分まで

3 建設工事有資格業者名簿の公表内容の変更について

建設工事有資格業者名簿の公表内容について、令和5年4月以降新たに等級別格付基準による等級及び総合点(主たる事業所の所在地が市外にある業者は客観点)を加えます。名簿は、契約検査課、市政情報センター及び本市ウェブサイトにて公表しております。

本市ウェブサイトでの掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>

指名競争入札参加有資格業者登録制度>指名競争入札参加有資格業者名簿>有資格業者名簿

4 制限付一般競争入札における手持制限の見直しについて

本市が令和5年4月1日以降に入札公告を行う建設工事等について、下記のとおり手持制限の見直しを行います。

表 1

建築一式工事 以外の等級	手持工事の件数又は請負金額	
	変更後	変更前
S等級	5件以上又は1億7千万円以上の者	5件以上又は1億5千万円以上の者
A等級	4件以上又は8千万円以上の者	4件以上又は7千万円以上の者
B等級及び C等級	3件以上又は4千万円以上の者	3件以上又は3千5百万円以上の者

建築一式工事 の等級	手持工事の件数又は請負金額	
	変更後	変更前
S等級	5件以上又は3億4千万円以上の者	5件以上又は3億円以上の者
A等級	4件以上又は1億7千万円以上の者	4件以上又は1億5千万円以上の者
B等級及び C等級	3件以上又は8千万円以上の者	3件以上又は7千万円以上の者

表 2

建築一式工事 以外の等級	令和4年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額	
	変更後	変更前
S等級	6件以上又は2億円以上の者	6件以上又は1億8千万円以上の者
A等級	5件以上又は1億1千万円以上の者	5件以上又は1億円以上の者
B等級及び C等級	4件以上又は7千万円以上の者	4件以上又は6千5百万円以上の者

建築一式工事 の等級	令和4年度郡山市優良建設工事表彰を受けた者の手持工事の件数又は請負金額	
	変更後	変更前
S等級	6件以上又は4億円以上の者	6件以上又は3億6千万円以上の者
A等級	5件以上又は2億3千万円以上の者	5件以上又は2億1千万円以上の者
B等級及び C等級	4件以上又は1億4千万円以上の者	4件以上又は1億3千万円以上の者

5 現場代理人常駐義務緩和条項に係る運用基準の見直しについて

本市が令和5年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事について、下記のとおり運用基準の見直しを行います。

	変更後	変更前
適用範囲	それぞれの工事の当初請負金額が1,200万円未満の3件又は4,000万円未満（建築一式の場合は、8,000万円未満）の2件までで工事担当課長が支障なしと認める工事	それぞれの工事の当初請負金額が1,000万円未満の3件又は3,500万円未満の2件までで工事担当課長が支障なしと認める工事

詳しくは以下のページをご覧ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>入札・契約ポータルサイトへのリンク>入札情報>
工事等【その他】(契約検査課分)>郡山市工事請負契約約款第10条第3項(現場代理人常駐義務緩和条項)に係る運用基準の一部改正について

6 総合評価方式における失格基準価格の算定方法見直しについて

本市が令和5年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について、下記のとおり総合評価方式における失格基準価格の算定方法の見直しを行います。

	変更後	変更前
失格基準価格の算定方法	直接工事費 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 共通仮設費 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 現場管理費 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 一般管理費 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額	直接工事費 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額 共通仮設費 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額 現場管理費 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額 一般管理費 一般管理費の額に10分の4を乗じて得た額

【問い合わせ先】

財務部契約検査課 工事契約係

TEL:024-924-2601